

沖縄県公安委員会 殿

誓 約 書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

- ☐ 第5条第1項（海水浴場の開設）
- ☐ 第11条第1項（催物の開催）
- ☐ 第15条第1項（海域レジャー事業）
- ☐ 第34条第1項（安全対策優良海域レジャー提供業者の指定）

に基づく届出（又は申出）をしようとするにあたり、次の事項に該当しないことを誓約致します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 3 第32条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。）
- 4 第32条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に第6条、第12条及び第16条の規定による廃止又は中止の届出をした者（廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。）で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（下記7において「暴力団員等」という。）
- 6 心身の故障により
 - ☐ 海水浴場の開設
 - ☐ 催物の開催
 - ☐ 海域レジャー事業を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記1から6まで及び8のいずれかに該当するもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

以上

作成日 年 月 日

住 所

氏 名

注 該当する□にレ点を付けること。

沖縄県公安委員会 殿

誓 約 書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

- ☐ 第5条第1項（海水浴場の開設）又は第6条（変更）
- ☐ 第11条第1項（催物の開催）又は第12条（変更）
- ☐ 第15条第1項（海域レジャー事業）又は第16条（変更）
- ☐ 第34条第1項（安全対策優良海域レジャー提供業者の指定）

に基づく届出（又は申出）をしようとするにあたり、次の事項に該当しないことを誓約致します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 3 第32条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。）
- 4 第32条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に第6条、第12条及び第16条の規定による廃止又は中止の届出をした者（廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。）で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 6 心身の故障により
 - ☐ 海水浴場の開設 ☐ 催物の開催 ☐ 海域レジャー事業を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの

以上

作成日 年 月 日

住 所

氏 名

注 該当する□にレ点を付けること。

沖縄県公安委員会 殿

誓 約 書

【☐当法人・☐当団体】は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

- ☐ 第 5 条第 1 項（海水浴場の開設）又は第 6 条（変更）
- ☐ 第 11 条第 1 項（催物の開催）又は第 12 条（変更）
- ☐ 第 15 条第 1 項（海域レジャー事業）又は第 16 条（変更）
- ☐ 第 34 条第 1 項（安全対策優良海域レジャー提供業者の指定）

に基づく届出（又は申出）をしようとするにあたり、次の事項に該当しないことを誓約致します。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が、その事業活動を支配する者

以上

作 成 日 年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

注 該当する☐にレ点を付けること。